

申告書の書き方

①⑥～①⑧本人該当、①⑨配偶者控除、
②⑩配偶者特別控除、②⑪扶養控除に
該当する場合、必ずご記入ください

令和6年度分 市民税 申告書 整理番号

倉吉市 葵町722番地 生年月日 明・大・昭 30年 4月 1日

氏名 倉吉 太郎 電話番号 0858 - 22 - 8115

個人番号 111122223333

所得の種類	A 収入金額	B 必要経費	所得金額 (A-B)			
営業等			①			
農業	3,000,000	1,000,000	② 2,000,000			
不動産			③			
利子			④			
配当			⑤			
給与	450,000		⑥ 0			
雑所得	A 収入金額	B 必要経費	所得金額 (A-B)			
公的年金等	1,800,000		ア 700,000			
業務			イ			
その他	200,000	100,000	ウ 100,000			
所得の種類	A収入金額	B必要経費	C差引(A-B)	D特別控除額	所得金額(C-D)	総合譲渡・一時所得
総合譲渡					ア	[ア+(イ+ウ)×1/2]
一時					イ	
合計					ウ	⑨ 2,800,000

未記入の場合でも添付資料により補完します

所得から差し引かれる金額	控除の種類	金額
⑩ 雑損控除	「申告書の書き方」の計算により求めてください。	
⑪ 医療費控除	支払った医療費等 保険金などで補てんされる金額	150,000 円 0 円
⑫ 社会保険料控除	国民健康保険料 後期高齢者 国民年金 介護保険料	150,000 円 円 円 63,000 円
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料 旧生命保険料 新個人年金保険料 旧個人年金保険料 介護医療保険料	20,000 円 90,000 円 円 円 130,000 円
⑮ 地震保険料控除	地震保険料 旧長期保険料	12,000 円 円
⑯ 寡婦控除 (死別・離別)	ひとり親控除	
⑰ 障害者控除		
⑱ 配偶者控除		
⑲ 配偶者特別控除		
⑳ 扶養控除		
㉑ 基礎控除		
合計		⑳

未記入の場合でも添付資料により補完します

⑱⑲ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

氏名 倉吉 花子 生年月日 明・大・昭 35・8・10 同・別居 障がい程度 同・別

個人番号 333344445555

配偶者の合計所得金額 100,000 円

氏名	個人番号(マイナンバー)	続柄	生年月日	同・別居	障がい程度
倉吉 一郎	555566667777	父	8年 11月 1日	同・別	1級
倉吉 梅子	777788889999	母	10年 5月 1日	同・別	級
倉吉 蔵助	999900001111	孫	2年 2月 1日	同・別	級

⑳ 16歳未満の扶養親族

手順1
2頁参照

手順2
2～4頁参照

※未記入の場合でも
添付資料により補完
します

手順3
5～9頁参照

手順1. 住所、氏名などの記入

申告する方の住所、氏名、生年月日、電話番号（日中つながる番号）、個人番号（マイナンバー）を記入してください。

* 押印は不要です。

※ご自分で計算される
際に、ご参考ください

手順2. 収入金額、所得金額等の記入

令和5年1月1日から令和5年12月31日までに得た収入金額および所得金額を記入してください。

所得の種類		所得金額の算出方法（概要）
①営業等	※1	商・工業や漁業、自由業などの自営業から生ずる所得です。
②農業	※1	農業から生ずる所得です。
③不動産	※1	地代、家賃、駐車場代など土地や家屋などの貸付等による所得です。
④利子		公社債や預貯金の利子などによる所得です。 【所得金額】収入金額＝所得金額
⑤配当	※2	法人から受ける利益の配当などによる所得です。 【所得金額】収入金額－負債の利子
⑥給与		給料、賃金、賞与などによる所得です。 所得の算出方法については※3、※4を参照してください。
⑦雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出年金などによる所得です。 所得の算出方法については65歳未満（昭和34年1月2日以降生）と65歳以上（昭和34年1月1日以前生）で異なります。※5を参照してください。
	業務	原稿料、公演料、印税、シルバー人材センターからの報酬などによる所得です。 【所得金額】収入金額－必要経費 * 家内労働者等の必要経費の特例を適用できる場合があります。
	その他	生命保険契約の個人年金などによる所得です。 【所得金額】収入金額－必要経費
⑧総合譲渡		ゴルフ会員権、競走馬、貴金属等の譲渡による所得です。譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により算出方法が異なります。 【所得金額】 短期譲渡所得（保有期間が5年以下）：収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除 長期譲渡所得（保有期間が5年超）：[収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除] × 1/2 * 特別控除額は、（収入金額－必要経費）と50万円のいずれか少ない方の金額です。
⑧一時		賞金や懸賞当選金、生命保険の返戻金などの所得です。 【所得金額】（収入金額－必要経費－特別控除） × 1/2 * 特別控除額は、（収入金額－必要経費）と50万円のいずれか少ない方の金額です。

※1 ①～③は収支内訳書を作成し、所得を算出してください。

※2 令和4年度税制改正により、所得の課税方式を一致させることとなりました。そのため、令和6年度（令和5年分の申告）より、所得税と市県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなります。

※3 給与所得の算出方法について

下表により給与所得控除後の給与等の金額を算出し、※4にある所得金額調整控除額を控除した残額が給与所得となります。所得金額調整控除に該当しない場合は給与所得控除後の給与等の金額が給与所得額となります。

(A=給与収入額×1/4 千円未満切捨て)

給与等の収入額		給与所得控除後の給与等の金額
～	550,999	0
551,000	～ 1,618,999	収入金額－550,000
1,619,000	～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000	～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000	～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000	～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000	～ 1,799,999	A×2.4+100,000
1,800,000	～ 3,599,999	A×2.8－80,000
3,600,000	～ 6,599,999	A×3.2－440,000
6,600,000	～ 8,499,999	収入×0.9－1,100,000
8,500,000	～	収入－1,950,000

※4 所得金額調整控除について

次の(1)(2)のいずれか又は両方に該当する場合は、給与所得控除後の給与等の金額から所得金額調整控除額を控除します。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

【控除額】＝{給与収入額(1,000万円超の場合は1,000万円)－850万円}×10%

ア. 本人が特別障害者に該当する

イ. 22歳以下の扶養親族を有する

ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

(2) 給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

【控除額】＝給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)

+ 公的年金等雑所得(10万円超の場合は10万円)－10万円

(1)(2)両方に該当する場合はそれぞれの所得金額調整控除額を合算し、給与所得控除後の給与等の金額から控除します。

※5 年金所得の算出方法は次表のとおりです。(A=年金収入額)

★65歳未満(昭和34年1月2日以降生)の場合★

公的年金等 収入額	雑所得の金額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000以下	$A - 600,000$	$A - 500,000$	$A - 400,000$
1,300,001～ 4,100,000	$A \times 0.75 - 275,000$	$A \times 0.75 - 175,000$	$A \times 0.75 - 75,000$
4,100,001～ 7,700,000	$A \times 0.85 - 685,000$	$A \times 0.85 - 585,000$	$A \times 0.85 - 485,000$
7,700,001～ 10,000,000	$A \times 0.95 - 1,455,000$	$A \times 0.95 - 1,355,000$	$A \times 0.95 - 1,255,000$
10,000,001～	$A - 1,955,000$	$A - 1,855,000$	$A - 1,755,000$

★65歳以上(昭和34年1月1日以前生)の場合★

公的年金等 収入額	雑所得の金額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,300,000以下	$A - 1,100,000$	$A - 1,000,000$	$A - 900,000$
3,300,001～ 4,100,000	$A \times 0.75 - 275,000$	$A \times 0.75 - 175,000$	$A \times 0.75 - 75,000$
4,100,001～ 7,700,000	$A \times 0.85 - 685,000$	$A \times 0.85 - 585,000$	$A \times 0.85 - 485,000$
7,700,001～ 10,000,000	$A \times 0.95 - 1,455,000$	$A \times 0.95 - 1,355,000$	$A \times 0.95 - 1,255,000$
10,000,001～	$A - 1,955,000$	$A - 1,855,000$	$A - 1,755,000$

手順3. 所得から差し引かれる金額（所得控除）の記入

※ご自分で計算される
際に、ご参考ください

次の控除に該当する場合は、所得控除を受けることができます。

所得控除の種類	所得控除額					
⑩雑損控除	<p>令和5年中に地震、火災、盗難、横領などにより住宅や家財など損害を受けた場合。</p> <p>【控除額】 次のいずれか多い方の金額</p> <p>1. (損失額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等×10%)</p> <p>2. (災害関連支出の金額－保険金等で補てんされる金額)－5万円</p> <p>* 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書等の添付が必要です。</p>					
⑪医療費控除	<p>令和5年中に支払った医療費、医薬品の購入費などがある場合。</p> <p>下記1または2のいずれか一方を選択できます。</p> <p>【控除額】</p> <p>1. 医療費控除（通常）： 支払額－保険金等で補てんされる金額－(10万円または総所得金額等の5%の少ない方) (最高限度額 200万円)</p> <p>2. セルフメディケーション税制：(支払額－保険金等で補てんされる金額)－12,000円 (最高限度額 88,000円)</p> <p>* 医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書の添付が必要です。</p> <p>* 2を選択する場合は、申告書の⑪医療費控除欄の区分に「1」と記入してください。また、明細書が必要な場合はお問い合わせください。</p>					
⑫社会保険料控除	<p>令和5年中に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料などがある場合。</p> <p>【控除額】 支払額＝控除額</p> <p>* 国民年金保険料や国民年金基金の掛金による控除を受ける場合は、控除証明書の添付が必要です。</p>					
⑬小規模企業共済等掛金控除	<p>小規模企業共済法の共済契約に基づく掛金（旧第2種共済契約を除く）、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金の支払いがある場合。</p> <p>【控除額】 掛金＝控除額</p> <p>* 掛金額の証明書の添付が必要です。</p>					
⑭生命保険料控除	<p>令和5年中に新(旧)一般生命保険料や介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料を支払った場合。</p> <p>保険契約の区分や保険料は、生命保険会社等が発行する証明書に記載されています。</p> <p>控除額については別頁の算出シートにより算出してください。</p> <p>* 支払額の証明書の添付が必要です。</p>					
⑮地震保険料控除	<p>令和5年中に地震保険料や旧長期損害保険料を支払った場合。</p> <p>保険契約の区分や保険料は、損害保険会社等が発行する証明書に記載されています。</p> <p>控除額については別頁の算出シートにより算出してください。</p> <p>* 支払額の証明書の添付が必要です。</p>					
⑯寡婦控除 ・ ひとり親控除	<p>次の区分（要件等）に当てはまる場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分（要件等）</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとり親</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分（要件等）	控除額	ひとり親	300,000円	<p>現在婚姻をしていない方や配偶者が生死不明の方で、令和5年分の総所得金額等が48万円以下の生計を一にしている子（他の者の同一生計配偶者または扶養親族とされていない者に限る）のある方</p>
区分（要件等）	控除額					
ひとり親	300,000円					

⑩寡婦控除 ・ ひとり親控除	寡婦	ひとり親に該当しない方で、夫と死別した後に再婚していない方 や夫が生死不明の方	260,000 円		
		ひとり親に該当しない方で、夫と離別した後に再婚していない方 や夫が生死不明の方で、扶養親族のある方	260,000 円		
* 令和 5 年中の合計所得金額が 500 万円以下の方に限ります。 * 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方などは対象外です。					
⑪勤労学生控除	大学や高校生の学生や生徒で、令和 5 年中の合計所得金額が 75 万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が 10 万円以下の場合。 【控除額】 260,000 円 * 在学証明書（年末調整で控除の適用を受けた方は源泉徴収票）の添付が必要です。				
⑫障害者控除	令和 5 年 12 月 31 日現在、あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が障害者や特別障害者である場合。				
	区分（要件等）		控除額		
	普通障害	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 3～6 級 ・療育手帳 B（中・軽度） ・精神障害者保健福祉手帳 2・3 級 ・市区町村長の認定を受けている方 など 	260,000 円		
	特別障害	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1・2 級 ・療育手帳 A（重度） ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 ・市区町村長の認定を受けている方 など 	300,000 円		
	同居特別障害	特別障害の方が同居の扶養親族等の場合	530,000 円		
* 該当する手帳または障害者控除対象者認定証明書等の提示が必要です。なお、郵送で申告される場合は、手帳等の写し（氏名や等級が確認できるもの）を添付してください。					
⑬配偶者控除 ⑭配偶者特別控除	生計を一にする配偶者を有する場合。配偶者の合計所得金額と居住者の合計所得金額に応じて、控除の種類と控除額が異なります。また配偶者控除は、配偶者の年齢が 70 歳以上（令和 5 年 12 月 31 日時点）の場合、老人控除対象配偶者となります。				
	控除種類	配偶者の合計所得金額	居住者（扶養する人）の合計所得金額		
			90 万円以下	90 万円超～95 万円以下	95 万円超～1,000 万円以下
	配偶者控除	48 万円以下	330,000 円	220,000 円	110,000 円
		老人控除対象配偶者	380,000 円	260,000 円	130,000 円
	配偶者特別控除	48 万円超～100 万円以下	330,000 円	220,000 円	110,000 円
		100 万円超～105 万円以下	310,000 円	210,000 円	110,000 円
		105 万円超～110 万円以下	260,000 円	180,000 円	90,000 円
		110 万円超～115 万円以下	210,000 円	140,000 円	70,000 円
		115 万円超～120 万円以下	160,000 円	110,000 円	60,000 円
120 万円超～125 万円以下		110,000 円	80,000 円	40,000 円	
125 万円超～130 万円以下		60,000 円	40,000 円	20,000 円	
130 万円超～133 万円以下	30,000 円	20,000 円	10,000 円		
* 配偶者の合計所得金額が 133 万円を超える場合は配偶者特別控除の適用はありません。					

<p>⑱ 配偶者控除 ⑳ 配偶者特別控除</p>	<p>* 居住者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者控除、配偶者特別控除の適用はありません。</p> <p>* <u>同一生計配偶者を扶養にとる場合は項目欄にチェックを入れてください。(控除対象配偶者を除く。)</u> 同一生計配偶者が一定の障がい者である場合、障がい者控除の適用のため同一生計配偶者欄へのチェックが必要です。他の方の扶養となる場合は、チェックは不要です。</p> <p>* 同一生計配偶者： 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にする者（青色事業専従者を除く）のうち、合計所得金額が 48 万円以下である者</p> <p>* 控除対象配偶者： 同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以下である居住者の配偶者</p>																										
<p>㉑ 扶養控除</p>	<p>令和 5 年 12 月 31 日現在、令和 5 年中の合計所得金額が 48 万円以下の生計を一にする親族がいる場合、控除対象扶養親族の年齢（令和 5 年 12 月 31 日時点）に応じて控除されます。</p> <table border="1" data-bbox="363 678 1479 1043"> <thead> <tr> <th>扶養親族の年齢</th> <th colspan="2">控除対象扶養親族の区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16 歳未満</td> <td colspan="2">対象外※</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>16 歳～18 歳</td> <td colspan="2">一般扶養親族</td> <td>330,000 円</td> </tr> <tr> <td>19 歳～22 歳</td> <td colspan="2">特定扶養親族</td> <td>450,000 円</td> </tr> <tr> <td>23 歳～69 歳</td> <td colspan="2">一般扶養親族</td> <td>330,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">70 歳～</td> <td rowspan="2">老人扶養親族</td> <td>同居老親等以外</td> <td>380,000 円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>450,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 16 歳未満の扶養親族（年少扶養親族）は扶養控除の対象となりませんが、市県民税の算定等の際に使用するため、16 歳未満の方を扶養している場合は、「16 歳未満の扶養親族」欄に氏名等を記入してください。</p>	扶養親族の年齢	控除対象扶養親族の区分		控除額	16 歳未満	対象外※		0 円	16 歳～18 歳	一般扶養親族		330,000 円	19 歳～22 歳	特定扶養親族		450,000 円	23 歳～69 歳	一般扶養親族		330,000 円	70 歳～	老人扶養親族	同居老親等以外	380,000 円	同居老親等	450,000 円
扶養親族の年齢	控除対象扶養親族の区分		控除額																								
16 歳未満	対象外※		0 円																								
16 歳～18 歳	一般扶養親族		330,000 円																								
19 歳～22 歳	特定扶養親族		450,000 円																								
23 歳～69 歳	一般扶養親族		330,000 円																								
70 歳～	老人扶養親族	同居老親等以外	380,000 円																								
		同居老親等	450,000 円																								
<p>㉒ 基礎控除</p>	<p>令和 5 年中の合計所得金額に応じて控除されます。</p> <table border="1" data-bbox="363 1240 1479 1487"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400 万円以下</td> <td>430,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,400 万円超～2,450 万円以下</td> <td>290,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,450 万円超～2,500 万円以下</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,500 万円超</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除額	2,400 万円以下	430,000 円	2,400 万円超～2,450 万円以下	290,000 円	2,450 万円超～2,500 万円以下	150,000 円	2,500 万円超	0 円																
合計所得金額	控除額																										
2,400 万円以下	430,000 円																										
2,400 万円超～2,450 万円以下	290,000 円																										
2,450 万円超～2,500 万円以下	150,000 円																										
2,500 万円超	0 円																										

◆令和 5 年中に市県民税における寄附金税額控除の対象となる寄附をした場合、寄附金税額控除を申告することができます。

<p>寄附金税額控除 * 申告書裏面に記入欄あり</p>	<p>「寄附金に関する事項」欄に寄附先の名称及び寄附金額を記入してください。</p> <p>* 寄附金の受領証等を添付または提示する必要があります。</p> <p>* ふるさと納税は「都道府県・市区町村分（特例控除対象）」に該当します。ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方で市県民税の申告をする場合、ワンストップ特例は適用されません。寄附金税額控除を受ける場合には、当欄へ記入してください。</p>
----------------------------------	--

生命保険料控除 算出シート

【控除額】一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料について、それぞれ次の表から計算した控除額を合計します（上限額 70,000 円）。※所得税とは控除額の計算が異なりますのでご注意ください。

★平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した契約等に基づく保険料★

	旧一般生命保険料		旧個人年金保険料
支払保険料 合計額	(合計) 円	①	(合計) 円
			②

①②の金額	控除額		控除額
～15,000 円	①の全額 円		②の全額 円
15,001 円 ～40,000 円	①×1/2+7,500 円 円	③	②×1/2+7,500 円 円
			④
40,001 円～	①×1/4+17,500 円(最高 3.5 万円) 円		②×1/4+17,500 円(最高 3.5 万円) 円

★平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した契約等に基づく保険料★

	新一般生命保険料		新個人年金保険料		介護医療保険料
支払保険料 合計額	(合計) 円	⑤	(合計) 円	⑥	(合計) 円
					⑦

⑤⑥⑦の金額	控除額		控除額		控除額
～12,000 円	⑤の全額 円		⑥の全額 円		⑦の全額 円
12,001 円 ～32,000 円	⑤×1/2+6,000 円 円	⑧	⑥×1/2+6,000 円 円	⑨	⑦×1/2+6,000 円 円
					⑩
32,001 円～	⑤×1/4+14,000 円(最高 2.8 万円) 円		⑥×1/4+14,000 円(最高 2.8 万円) 円		⑦×1/4+14,000 円(最高 2.8 万円) 円

合計	③+④ (最高 2.8 万円) (③のみ適用時最高 3.5 万円) 円	⑧	④+⑩ (最高 2.8 万円) (④のみ適用時最高 3.5 万円) 円	⑪	⑩ (最高 2.8 万円) 円
					⑫

生命保険料 控除額 (⑧+⑪+⑫)	(最高 7 万円) 円
-------------------------	----------------

申告書の
⑬ ⇒ ⑭生命保険料控除に記入

地震保険料控除 算出シート

【控除額】地震保険料と旧長期損害保険料が両方ある場合はそれぞれ計算し、合計額を控除額とします。ただし、1つの契約が地震保険料、旧長期損害保険料のいずれにも該当する場合はいずれか1つに該当するものとして計算します。
(上限額 25,000 円) ※所得税とは控除額の計算が異なりますのでご注意ください。

保険契約の別に証明された支払保険料		保険料の金額	
保険契約の区分	地震保険料のみの場合		(合計) 円 ㉑
	地震保険料と旧長期損害保険料が両方ある場合	地震保険料	円 ㉒
		旧長期損害保険料	円 ㉓
	旧長期損害保険料のみの場合		(合計) 円 ㉔
㉑ + ㉒		円 ㉕	
㉓ + ㉔		円 ㉖	

㉖の金額	～5,000 円	㉖の金額 円 ㉗
	5,001 円～	$㉖ \times 1/2 + 2,500$ 円 (最高 1 万円) 円 ㉘
㉕ $\times 1/2$ + ㉗		(最高 2.5 万円) 円 ㉙
㉖の金額	～5,000 円	㉖の金額 円 ㉚
	5,001 円～	$㉖ \times 1/2 + 2,500$ 円 (最高 1 万円) 円 ㉛
㉙ $\times 1/2$ + ㉚		(最高 2.5 万円) 円 ㉜

地震保険料控除額 (㉙と㉜のいずれか多い方の金額)	(最高 2.5 万円) 円 ㉝
------------------------------	-----------------

⇒申告書の㉝地震保険料控除に記入

※簡易計算表

区分	支払額	控除額
地震保険料	—	支払額 $\times 1/2$ (最高 25,000 円)
旧長期損害保険料	～5,000 円	全額
	5,001 円～	支払額 $\times 1/2 + 2,500$ 円 (最高 10,000 円)